

# 美保テクノス行動計画

美保テクノス株式会社  
制定 平成27年3月25日

1. 計画期間 平成 27年 4月 1日～平成 31年 3月31日までの 4年間

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

目標 1：平成 31 年 3 月までに年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 6.0 日以上とする（平成 26 年度実績…4.5 日/年・人）

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 27 年 10 月～ 時間単位で取得できる有給休暇制度を導入する
- 平成 28 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 2 回行う
- 平成 29 年 4 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 29 年 4 月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標 2：平成 31 年 3 月までに小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する

<対策>

- 平成 27 年 4 月～ 社員のニーズの把握を行う。（アンケート調査など）
- 平成 28 年 4 月～ 制度導入を行う
- 平成 28 年 6 月～ 社内報や説明会で社員への短時間勤務制度の周知を行う